議第4号議案

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決の一部を次のように改正する。

平成26年5月13日提出

市会運営委員会 委員長 瀬之間 康 浩

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決 (議決年月日 平成23年5月17日) の一部を 次のように改正する。

 \rfloor

Γ

	大都市制度の早期実現を図	
大 都 市	るとともに、その実態に対応	
行 財 政 制 度	する行財政制度の確立を目的	1 5 人
特別委員会	とし、これを強力に促進する	
	こと。	

を

Γ

	大都市制度の早期実現を図	
大 都 市	るとともに、その実態に対応	
行 財 政 制 度	する行財政制度の確立を目的	1 4 人
特別委員会	とし、これを強力に促進する	
	こと。	

に、

Γ

2 11 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	MICEの推進、国際コン		
観 光 ・	テナ戦略港湾の推進、国際戦		
創造都市・		1 4 1	委員長 1人
国際戦略	略総合特区の推進、文化・芸	1 4 人	副委員長 2人
特別委員会	術等の大規模集客イベントの		
机加安良云	開催に関すること。		

を

Γ

ZEH NA	MICEの推進、国際コン		
観光・	テナ戦略港湾の推進、国際戦		7. D E
創造都市•	略総合特区の推進、文化・芸	1 4 人	委員長 1人 副委員長 2人
国際戦略	術等の大規模集客イベントの		的女员人 2 八
特別委員会	開催に関すること。		
	運動による介護予防等あら		
健康づくり・	ゆる世代の健康づくり及び大		委員長 1人
スポーツ推進	規模スポーツイベント開催や	15人	副委員長 2人
特別委員会	スポーツ関連施設の整備等ス		
	ポーツの振興に関すること。		

に改める。

提 案 理 由

大都市行財政制度特別委員会の委員の定数を変更するとともに、新たに健康づくり・スポーツ推進特別委員会を設置するため、横浜市会特別委員会設置議決の 一部を改正したいので提案する。

1

横浜市会特別委員会設置議決

 上段
 改正案

 下段
 現

 行
 行

委員会の名称	付 議 事 件	委員 定数	委員長及び 副 委 員 長	期間
大 都 市 行財政制度 特別委員会	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	議会閉
基 地 対 策特別委員会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返 還の促進等を図ること。	15人	委員長 1人 副委員長 2人	会中も家
減災対策推進 特別委員会	減災及び防災対策の推進に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	審査を行
孤立を防ぐ 地域づくり 特別委員会	身近なつながりや支え合いにより社 会的孤立を防ぐ地域づくりの推進に関 すること。		委 員 長 1 人 副委員長 2 人	い、そ
国際戦略	MICEの推進、国際コンテナ戦略港湾の推進、国際戦略総合特区の推進、文化・芸術等の大規模集客イベントの開催に関すること。	14人	委 員 長 1 人 副委員長 2 人	の終了ま
健康づくり・ スポーツ推進 特別委員会	運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。	15人	委員長 1人 副委員長 2人	で継続する。

横浜市会委員会条例 (抜粋)

(特別委員会の設置等)

- 第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。
- 2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。
- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。